平成２２年（フ）第２０７５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲952番地５ハイツ有明Ａ棟101号
債務者　熊谷　玲子（旧姓古藤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８０号
福岡市早良区西新１丁目９番11―201号
債務者　深野　　修
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８８号
福岡市城南区鳥飼６丁目23番41号
債務者　椎原　加惠
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８９号
福岡県筑紫野市大字下見574番地１―602号
債務者　藤家　直枝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵799番地１
債務者　吉田美知恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１３号
福岡市東区若宮３丁目１番37号
債務者　冨永　　紫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１９号
福岡市西区福重団地６番911号
債務者　久保田勝利（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２０号
福岡市西区福重団地６番911号
債務者　久保田英子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２７号
福岡市東区西戸崎３丁目７番39号
債務者　坂口　和子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３１号
福岡市早良区次郎丸６丁目８番24―101号
債務者　森田　達志
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３２号
福岡市南区大楠１丁目１番３―401号
債務者　城　　哲史
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３４号
福岡市早良区四箇田団地46番402号
債務者　武田　幸味（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３５号
福岡市早良区百道３丁目18番８号
債務者　桃北寿美香（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４７号
福岡市東区若宮２丁目16番19号
債務者　瀬戸村多美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５２号
福岡市博多区板付７丁目１番６―803号
債務者　品川　正成
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５６号
福岡県糟屋郡久山町大字猪野941番地36
債務者　長　　信二
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７０号
福岡市南区横手１丁目５番30―202号
債務者　香山　由妃（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７１号
福岡市東区西戸崎４丁目19番３号
債務者　永利眞由美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部